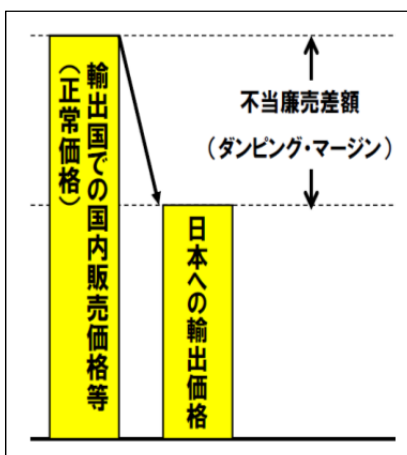


不当廉売関税制度の活用についてのご案内（概要）

●不当廉売関税制度とは・・・

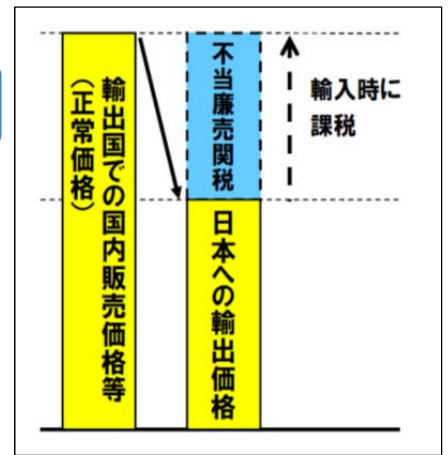
正常価格（輸出国での国内販売価格等）より低い輸出価格で販売（不当廉売）された貨物の輸入により、輸入国内で同種の貨物を生産する産業（国内産業）に損害が生じている場合に、国内産業を保護するため、輸入貨物に対して正常価格と輸出価格の差額（ダンピング・マージン）の範囲内で割増関税を課す制度です。

（下記の図を参照）



「不当廉売関税の課税要件」

- ① 不当廉売された貨物の輸入の事実
- ② 当該輸入が同種の貨物を生産している国内産業に与える実質的な損害等の事実
- ③ 国内産業を保護する必要性



（正常価格と輸出価格は、通常、工場出荷時点で比較）

●課税申請の手続（要件）とは・・・

不当廉売関税は、原則として国内生産者からの課税の求め（申請）を受けて調査を行ったうえで課税の可否が決定されます。（「調査手続の流れ」は裏面参照）

課税申請（調査開始）の要件は、

- (1) 申請者としての要件充足（申請適格）
（同種の貨物の国内生産者で、国内総生産高の25%以上を占める者）
（複数の生産者の合計でも可、この場合には連名で申請）
- (2) 申請を支持している国内生産者（申請者を含む）の生産高の合計が、申請に反対している国内生産者の生産高の合計を超えること（支持の状況）
- (3) 上記「不当廉売関税の課税要件」①及び②についての十分な証拠を添えて、必要事項を記載した「課税を求める書面」（申請書）を提出すること

※課税申請の手続等詳細は、下記の URL をご参照、
又は右記の【お問い合わせ先】にご照会ください。

<http://www.customs.go.jp/tokusyu/index.htm>

http://www.customs.go.jp/tokusyu/hutou_gai.htm

【お問い合わせ先】

財務省関税局関税課 特殊関税調査室
〒100-8940
東京都千代田区霞が関3丁目1番1号
TEL : 03-3581-8236 FAX : 03-5251-2173
e-mail : anti.dumping@mof.go.jp

不当廉売関税の調査手続の流れ(概要)

- 調査が開始された場合、調査は原則1年で終了(延長の場合あり)
- 財務省・経済産業省・産業所管省からなる調査当局が調査を実施

国内生産者
による申請

- 国内生産者は、
 - ①不当廉売された貨物の輸入の事実及び
 - ②当該輸入の本邦産業に与える実質的な損害等の事実があることについての十分な証拠を添えて、課税を求める書面(申請書)を提出。

原則2か月
を目途

調査開始

調査せず

- 調査当局は、上記①及び②について十分な証拠があると認める場合には、調査を開始する。

質問状の送付・回答

- 調査当局から、輸出国生産者・輸出者・国内生産者・輸入者・産業上の使用者等に対し質問状を送付する。(情報収集・分析)

回答内容の確認・分析

- 回答内容を確認・分析し、必要に応じて追加の質問状を送付する。

現地調査

- 質問状の回答内容について、帳簿との照合等、調査当局が現地に赴き調査を実施する。

重要事実の開示(反論の機会)

- 調査当局が収集・分析した、最終決定の基礎となる重要な事実について、利害関係者に開示する。その内容について反論することが可能。

最終決定

課税

課税せず

- 上記の重要事実を基礎とし、不当廉売関税の課税の可否、税率、期間(最長5年、延長可)等に関し最終的に決定する。

(注)必要に応じ、最終決定に先立ち、暫定措置による課税を行う場合もある。